



# 令和5年度の 保健事業

令和5年度より、下記事業の利用要件等が変更となります。ぜひご活用ください！



## ① 「歯科健診」が変わります！

歯科健診の実施方法を、歯科医院で実施した健診費用に対して助成する方式に変更いたします。

従来よりスムーズに健診後のケアに繋げることができるようになります！

1. 対象者に健診票等を配付します(注)
2. 共済組合指定医療機関\*で歯科健診を実施します
3. 健診結果により、治療やケアにスムーズに移行できます！



お手元に健診票等が届きましたら、記載内容を確認し、事前に質問事項にお答えください。



受診当日には必ず  
・健診票等  
・組合員証(健康保険証)を持参してください。



お口の健康維持には、セルフケアと定期的なプロフェッショナルケアが重要です！

(注) 健診票配付対象者は、事前に本組合にて抽出します。

- ・ 歯科健診に係る費用は **無料** (全額共済組合負担) です。
- ・ 受診当日に「健診票等」「組合員証(健康保険証)」の持参がない場合、助成を行うことはできません。
- ・ 健診から治療に移行した場合、その治療に係る費用は受診者本人負担となります。



歯周病は肥満やメタボリックシンドローム、糖尿病など全身疾患との関連が指摘されています。

お手元に案内が届きましたら、ぜひこの機会に歯科健診をご受診ください！

\*共済組合指定医療機関は、本組合ホームページをご確認ください。

# (変更・廃止) について



## ② 「禁煙外来助成」の上限額を撤廃します！

禁煙外来受診に対する助成額上限(10,000円)を撤廃します。  
禁煙外来助成の対象となるのは、健康保険適用<sup>(注)</sup>の  
禁煙外来にかかる自己負担額相当額です。  
この機会にぜひ禁煙にチャレンジしてみませんか？

※助成にかかる手続き等につきましてはp.13をご覧ください。  
※健康保険で禁煙治療が受けられる保険医療機関は、「日本禁煙学会」の  
ホームページで検索できます。



### 注 健康保険適用の禁煙外来

- 健康保険を使った禁煙外来は、12週間が基本で、その間に5回の診察があります。
- 診察時には、禁煙状況の確認や一酸化炭素濃度の測定、禁煙を継続するためのアドバイスや禁煙補助薬の処方を受けることができます。  
(前回の治療の初回診察から1年経過していない場合は、自由診療となります。)
- 健康保険適用の禁煙外来を受診するためには以下の条件があります。
  - ①直ちに禁煙しようと考えている方
  - ②ニコチン依存症スクリーニングテストで依存症と診断された方
  - ③「1日の喫煙本数」×「喫煙年数」(ブリンクマン指数)が200以上の方(35歳未満を除く)
  - ④禁煙治療を受けることに同意している方



## ③ 廃止等となる事業

- 「バカンスクーポン」は令和4年9月末日をもって取扱いを終了しました。
- 「みんなの家庭の医学」「セルフストレスチェック」は令和5年3月末日をもって廃止いたしました。

